

## 米国における B S E 発生について

平成 1 6 年 1 月 2 2 日  
食品安全委員会事務局

### 1 B S E 感染牛の概要

#### (1) 感染牛の概要

- ① 種：ホルスタイン種（雌）
- ② 年齢：6 歳 8 ヶ月（1997 年 4 月出生）
- ③ 飼育農場：ワシントン州マブトン（2001 年 9 月カナダから導入）
- ④ 生産農場：カナダ・アルバータ州カルマー

#### (2) 検査の概要（日付は現地時間）

- ① 12 月 9 日、と畜場で歩行困難な牛としてとさつされ、B S E サーベイランスの対象として検体採取
- ② 12 月 23 日、米国農務省における B S E 検査（病理組織検査及び免疫組織化学検査）の結果、B S E の感染が推定されると判断された旨（初回検査 12 月 22 日、再検査 12 月 23 日）発表。同日、確定診断のため、検体を英国の国際リファレンス研究所に送付
- ③ 12 月 25 日、英国の研究所での検査結果が米国農務省の検査結果と一致した旨発表

### 2 米国の調査状況等（日付は現地時間）

- (1) 12 月 23 日、飼育農場について隔離措置がとられた。
- (2) 12 月 24 日、加工処理場（ワシントン州の 2 工場）は感染牛の肉が混入した可能性のある 12 月 9 日に処理された牛肉約 4.7 トンの自主回収を開始する旨発表
- (3) 12 月 27 日、B S E 感染牛が、2001 年 9 月にカナダ（アルバータ州）から米国に輸出された 81 頭の乳牛群のうちの 1 頭である可能性がある旨発表
- (4) 12 月 28 日、回収対象が 9 州・地域に流通している旨発表（1 月 6 日発表により 6 州に変更）
- (5) 12 月 30 日、米国農務省より追加的な B S E 対策について発表
- (6) 1 月 6 日、米国及びカナダの研究所における D N A 検査の結果から、当該牛がカナダ産である旨発表

### 3 米国の追加的な B S E 対策（現地時間 12 月 30 日発表、1 月 12 日施行）

#### (1) 米国内における B S E 対策の追加的措置

- ① 歩行困難な牛の食用禁止、サーベイランスの強化
- ② B S E 検査中の牛肉は B S E 陰性が確認されるまで流通禁止
- ③ すべての月齢の牛について小腸を除去し、30 ヶ月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき柱、せき髄及び背根神経節を除去

- ④ AMR（高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法）の規制強化
- ⑤ 牛の個体識別制度の導入
- (2) 米国の対策について検証するため、BSEに係る国際的な専門家（スイス2名、米国1名、ニュージーランド1名の計4名）を米国に招聘

#### 4 我が国の対応状況

- (1) 12月24日、米国農務省におけるBSE検査結果が陽性であった旨を米国農務省が発表したことを受け、
  - ① 厚生労働省は米国産牛肉等の日本への輸入保留
  - ② 厚生労働省は米国から既に輸入された特定部位が含まれる又はそのおそれがあるものについての回収等の調査開始
  - ③ 農林水産省は米国産反すう動物及び肉等について輸入を一時停止（輸入検疫証明書の発行停止）
  - ④ 農林水産省は各国に対し、米国から輸入された反すう動物由来の肉を我が国に輸出することのないよう要請
- (2) 12月26日、英国の研究所での検査結果が米国農務省の検査結果と一致した旨を同省が発表したことを受け、
  - ① 厚生労働省は米国産牛肉等の日本への輸入禁止
  - ② 厚生労働省は米国から既に輸入された特定部位が含まれる又はそのおそれがあるものについての回収等の指導開始
  - ③ 農林水産省は米国からの反すう動物及びその肉等について引き続き輸入停止措置を講じることを発表
- (3) 12月29日、米国で発生したBSEに関し米国側の説明を聴取する等のため、BSEに関する日米会合開催。概要は以下のとおり。  
（日本側：内閣府食品安全委員会事務局、外務省、厚生労働省、農林水産省  
米国側：ヘグウッド農務長官特別顧問他）
  - ① 米国側からのBSE発生をめぐる事実関係についての説明に対し、更なる詳しい情報及び米国におけるBSE対策の現状について説明を要求
  - ② 米国側から、米国政府は今回のBSEの発生を受けBSE対策の見直し内容を近く公表する予定であり、近い将来牛肉の通常の貿易を再開するための条件について話し合う必要があるとの発言があったが、我が国からは、現時点では再開条件を議論するのは時期尚早であるとの考えを示し、具体的な議論は行わず。
  - ③ 我が国から、米国の状況を確認するため調査団を1月5日の週にも派遣したいと要請したことに対し、米国から受け入れ可能との回答
- (4) 1月8日、米国の現状を調査するため、内閣府食品安全委員会事務局、厚生労働省及び農林水産省の職員を米国へ派遣し、1月18日調査団が帰国した。